

第4回 八王子市男女共同参画推進審議会 会議録

会議名	第4回 八王子市男女共同参画推進審議会
日時	令和7年(2025年)11月6日(木) 午後6時32分から午後8時27分
場所	八王子市生涯学習センター 10階 第2学習室
出席者氏名	委員 八木橋宏勇会長、齊藤静子副会長、荒木紀行委員、伊藤洋二委員、清水栄委員、田中十代子委員、萩原幸枝委員、藤野早織委員
	説明者 —
	事務局 松本美保子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、横井陽子男女共同参画課主査、神田央子男女共同参画課主任、岩瀬弘明男女共同参画課主任、加藤優花男女共同参画課一般職員
	その他 —
欠席者氏名	—
議題	1. 開会 2. 議事 (1) 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)における令和6年度(2024年度)取組状況に関する評価等について 3. その他 4. 閉会
公開・非公開の別	公開
非公開理由	—
傍聴人の数	4名
配付資料名	資料1：男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)令和6年度(2024年度)評価報告書(案) 資料2：男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)令和6年度(2024年度)評価報告書(案)及び取組管理シート(修正表) 資料3：男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)指標の継続調査結果
議事内容	次ページ以降のとおり

【議事内容】

1. 開会

- 八木橋会長
- ・ 令和7年度第4回八王子市男女共同参画推進審議会を開会する。
 - ・ 配布資料について事務局より説明をお願いする。

～資料の確認～

- 八木橋会長
- ・ 本日の審議会開催は、午後8時30分までである。
 - ・ 次に、出席人数、会議の成立について確認する。
 - ・ 本審議会は、八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条第2項により、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - ・ 本審議会は8名の委員で構成し、本日の出席は8名であり、過半数の出席があるので、本審議会は成立している。
- 八木橋会長
- ・ 次に、会議の公開についてである。
 - ・ 八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条第4項には、審議会が、「公開することは適當ではない」事案であると考える場合には非公開にできるが、原則的には、公開であると規定されている。
 - ・ 本日の審議会は「公開」することによいか。

～異議なし～

- 八木橋会長
- ・ 本日の審議会は公開とする。
 - ・ 傍聴者の入室を、現時点より認める。傍聴希望者はいるか。

- 事務局
- ・ いる

～傍聴者入室～

2. 議事

- 八木橋会長
- ・ 次に、次第2「議事」に入る。
 - ・ 「議事（1）男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）における令和6年度（2024年度）取組状況に関する評価等について」である。
 - ・ 諒問された「男女が共に生きるまち八王子プランに基づく、男女共同参画の推進に向けた取組状況及び効果的な方策に関すること」について、第2回、第3回の本審議会で令和6年度に各所管で取り組んだ内容や指標への評価について、意見をいただき、資料1「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）令和6年度（2024年度）評価報告書（案）」に、その内容がまとめられている。
 - ・ 資料1をもとに、重点目標、取組番号ごとに、これまでに意見をいただいた内容の確認と意見をいただけていない取組番号について、再度、確認しながら、男女共同参画を推進するための視点から、各取組に関して皆様が感じたことやさらに推し進めるための方策などについて意見を頂戴したい。
- 八木橋会長
- ・ 事務局より資料2について説明をお願いする。
- 男女共同参画課長
- ・ 資料2だが、資料1「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）令和6年度（2024年度）評価報告書（案）」の6ページにある指標9「男性職員の育児休業（2週間以上取得者）取得率」の部分に修正があった。
 - ・ 所管課から2週間未満の取得者も含めて計算していたとのことで、計算しなおした結果、「現状値」が「75.3%」に下がることになった。

- ・それに伴い「市の評価」を「B」に変更し、「評価に関する市の考え方」も「少しずつではあるが増えているため」と修正した。
- ・「審議会の評価」と「審議会の意見」についても修正になると思うが、後ほど各指標の確認のときに審議いただきたい。
- ・次に、2つ目の修正だが、前回、重点目標3、取組番号26、35の高齢者福祉課の「取組実績・効果」について齊藤委員から「前年度から参加者が増加し、より多くの介護事業所等の職員に高齢者虐待の早期発見の重要性を周知できた。」という部分で、昨年よりも数値が下がっているにも関わらずこの表現はいかがなものかという指摘であった。所管に確認したところ、令和5年度は4事業所で各1回、2事業所で各2回の8回、対面で開催していたが、6年度は6事業所で各1回対面で開催し、オンラインでの見逃し配信も行い、多くの方に視聴してもらう予定であったが、結果、受講人数は減少してしまった。しかし、受講者にとっては、日時に縛られることなく受講機会は増加したのではないかというものであった。

八木橋会長

- ・事務局の説明は終わりました。
- ・内容については、該当箇所の審議の際に意見をいただきたいと思う。
- ・まずは、資料1の8ページから10ページである。
- ・8、9ページには、取組番号1から3の取組内容が記載され、10ページには、これまでに頂戴した意見を「審議会の意見」として記載している。
- ・これに関してさらに補足したいことはあるか。

荒木委員

- ・10ページの取組番号2「セクシュアル・ハラスメント等の防止」だが、「研修の受講率は58.8%と少ない状況である。」と記載されている。セクシュアル・ハラスメントの防止ということでは職員が昇任したときには、この項目の研修を必修とするような取り組みをした方が、よりセクシュアル・ハラスメントに関する理解が広がると思った。

男女共同参
画課長

- ・職員が主任から主査、主査から管理職になったりする昇任のタイミングにセクシュアル・ハラスメントの研修を必修にしてほしいという内容を審議会からの意見ということで記載させていただく。

八木橋会長

- ・審議会の意見として、職員の昇任の際にセクシュアル・ハラスメントの研修を受講するようにという記載を入れることでよろしいか。

～異議なし～

八木橋会長

- ・次に、11ページから16ページである。
- ・11ページから15ページには取組番号4から7について取組内容が記載され、16ページの取組番号4と6については審議会からの意見が記載されている。
- ・また、取組番号5と7については、意見が出されていないので空欄になっている。
- ・これらについて意見があれば頂戴したいと思う。

男女共同参
画課長

- ・16ページの取組番号6については、これまでの議論の中で男性職員の育児休業率82.8%を前提に議論していたので、その数値を記載している。
- ・この数値は削除し「市役所の男性職員の育児休業取得率は、民間を含む全国調査の40.5%に比べてもよい数字である。」という文章に変更したいと思う。

八木橋会長

- ・この内容は、先ほどの指標9の数値の修正に伴うものである。民間を含む全国調査の数値に比べればかなりよい数値ではあるということで、ここは数値を入れないということだが意見はあるか。

- 伊藤委員 · 75.3%という数値を入れては駄目なのか。
- 男女共同参画課長 · 民間を含む全国調査による 40.5%という結果は、育児休業を 2週間以上取得者ということではなく、1日でも取得した人も含まれている。
- 八木橋会長 · 指標 9 の市役所男性職員の育児休業取得者は第4次プラン上では、2週間以上の取得者の割合にしているため、前提条件が合わない。そのため数値を入れない方がよいと思っている。
- 八木橋会長 · 民間を含む全国調査の 40.5%と市役所の取得率の 75.3%とでは、条件が異なっている。つまり単純な比較ができないため数値は入れないでおきたいということである。そうなると、民間を含む数値を記載するのもどうかということにもなる。
- 男女共同参画課長 · 82.8%には1日でも育児休業を取得した職員が含まれているので、民間を含む数値と比較するのであれば、この数値でもよいとは思う。ただ、「評価報告書」だけ公表するため、ここに記載される数字と指標 9 に記載されている数値が合わなくなってしまう。
- 八木橋会長 · 市民の目に触れるときにそもそも条件の異なる数値を並べて市の方が上回っているということは違うと思う。数値を隠すということではなく、誤解を生まないように、どちらの数値も記載しないというのも一つだが、これではリアリティが下がってしまう。むしろ 75.3%を記載し、これは民間を含む数値と比べると取得率は高いと記載する方法もある。市の数値は記載して同列に記載できない民間を含む数値は記載しないでおき、だけれども市の取得率は高い水準にあるという記載はどうか。
- 伊藤委員 · 民間を含む数値の 40.5%を記載しないとなると、この数値は報告書のどこかに記載はあるのだろうか。
- 男女共同参画課長 · この数値の記載はなく新聞等のニュースでの情報である。
- 八木橋会長 · もう一つの案としては、誤解を生まないようにしたいので、民間を含む数値の 40.5%は記載しつつ「注」を付して、条件は違うものの参考値であることがわかるように記載するのがよいかもしれない。
- 男女共同参画課長 · 75.3%の後にカッコを付け「2週間以上取得」、40.5%には「○○全国調査」というような表記をすると正確だと思う。
- 八木橋会長 · そのように表記することでよろしいか。
- ～異議なし～
- 八木橋会長 · 取組番号 5 と 7 について意見はあるか。
- 八木橋会長 · 取組番号 5 は保育所、学童保育所、一時保育や高齢者、障害者のショートステイなどに関する市の取り組みの内容である。
- 清水委員 · こちらの内容についてだが、ボランティアとして参加する方は、複数回、参加をしている方が多いという印象がある。私も「八王子古本まつり」の際、チャリティで古本を集めて売却し、社会福祉協議会に寄付している。
- 清水委員 · ボランティアを募集すると新規の応募もある。その方は大体どこかでボランティアをしており、そこでのつながりから他のボランティア募集や行っていることなど、横の情報がつながっていくことがある。
- 清水委員 · 「八王子けんこう体操」は、シニア世代が大横保健福祉センターなどで定期的に参加しており、健康になっていけるとともに、横の情報交換もできる。

- ・なかなかこの活動と男女共同参画は結びつきづらいが、相談もできることにつなげられればより充実したものになるため、こちらの活動については非常によい活動だと思う。
- 八木橋会長
- ・取組5に関しては多岐にわたる項目が並んでいる。ややもすると単発的に終わってしまうかもしれないが、横のつながりと言うか一人が複数のことに参加することによって、相互に有意義に取組が全体として昇華する可能性が秘められていると思うので記載していただきたい。
- 男女共同参画課長
- ・様々なところで活動するボランティアに周知活動をして、相互に連携とか、協力体制といったものを構築してほしいという意見として記載させていただく。
- 八木橋会長
- ・13ページ上段に「市民の健康増進に向け、がん検診無料クーポン券、がん検診の受診勧奨・再勧奨通知を送付」との記載がある。実際に配布してどのくらいがん検診につながっているのか。
- 男女共同参画課長
- ・本日配布した資料3に少し古い情報となるが、No.9「乳がん」は46.4%。No.10「子宮頸がん」は38.6%となっている。
- 八木橋会長
- ・eラーニングをはじめ研修などでもなかなか受講しないことがあり、実際にアクションにつながらないということも往々にしてある。
 - ・がん検診も当然のことながら健康寿命の延伸という意味では重要である。無料クーポンを配布することでどのくらいの人が実際にアクションを起こすかは、先ほどの研修のところと根底ではリンクする。
 - ・これはクーポンを使ってほしいということではなく、受診率を高めてほしいところである。
- 男女共同参画課長
- ・数年前にソーシャル・インパクト・ボンドという手法を聞いたことがある。企業の利益になるような形で、受診率が上がることによって企業に入ってくる委託料が変わるというようなもので、以前の成人健診課でそのような取り組みをしていた。
 - ・受診率を今後も上げてほしいということは記載できる。
- 八木橋会長
- ・きっかけを提供するのがこのクーポンであり、きっかけが最終的に成果に結びつき、次のきっかけにつながる循環を招かないといけない。
 - ・心理学では、きっかけばかりではだめで、何らかの報酬がなければいけない。報酬がないと循環サイクルができない。きっかけ、ルーティーン、そして報酬というこの循環のことを言ったりする。しかし、これは一つのきっかけなので、今、言われた企業にとってのメリットは、企業から、近いところから働きかけてもらうということはすごくいい報酬になると思し、そうすると循環し始めるとも思う。
- 萩原委員
- ・乳がん検診は、2年に1回くらいでよいと言われている健診の一つなので、100%に上げるのは実際には難しいことで、5割に近づいているということでは評価したいと思う。
- 八木橋会長
- ・指標は、学会により違いがあるようだ。乳がんはそのように言われるのかもしれないが、緑内障の場合、年に1回の検診と言われている。また、脳ドックは2年に1回の検診という学会もある。さらに別の学会では毎年ということもある。
 - ・これはなかなか難しいものだが、いずれにしても定期的にきちんと受けていただくことで健康寿命が延伸し、それに伴い家族の介護などの負担も少なくなってくることにもつながる。
- 斎藤副会長
- ・16ページの取組番号7「産前産後休暇・育児休業取得者への研修の実施及び情報提

供」だが、15 ページに「育児休業者復帰支援研修の実施」との記載がある。育児休暇から 2 年後、3 年後に職場復帰する職員にとってはいろいろ戸惑いがあると思う。そこをスムーズに職場復帰に向け、復帰者を迎える側も復帰する側もということで行われていることだと思うが、具体的な研修内容や参加者はどのくらいいて、効果をどのように見ているのか

男女共同参画課長

- ・復帰支援研修の講師として参加したことがある。その際には市の子育て中の職員に、どのような制度があるのかを労務担当が説明したり、ワークショップ形式で不安なことを話し合ったり、復帰者からの質問を先輩職員から経験談などを交えて話していた。また、この研修は復職前の 2 月～3 月頃に実施している。ほとんどの女性職員は参加していた。

斎藤副会長

- ・メンター制度も実施していると思うが、それとの兼ね合いはどうなのか。今、伺ったことではメンター的な要素もありそうだが、メンター制度は、管理職になってもらうためのものなのか。

男女共同参画課長

- ・メンター制度は、女性が管理職などに昇進していく指標として、女性の部長、課長、主査などと話をするとというものであり、役職に就いてもらうためのものである。
- ・育児休業からの復帰支援研修は、仕事に対する復帰のハードルを下げるというものであり別のものになる。
- ・復職者の一番の心配は、育児と仕事を両立できるか、業務で使用するパソコンのパスワードを忘れてしまったが大丈夫かなどである。
- ・メンター制度は女性職員がキャリアを考えていくためのモデルを話してもらうものになる。

斎藤副会長

- ・育児休業を取っている男性職員も復帰支援研修を受けているか。

男女共同参画課長

- ・研修の案内は平等にしていると思う。ただ私が講師をしたときには男性職員の参加はなかった。
- ・現在は、男性の育児休業取得者も増えているのでこの研修に参加する男性職員もいると思うが、正確な情報は把握していない。

八木橋会長

- ・次に、17、18 ページです。
- ・17 ページには取組番号 8 の取組内容が記載され、18 ページには審議会からの意見が記載されている。
- ・これに関して補足のご意見はあるか。

～意見なし～

八木橋会長

- ・次に、19 ページから 21 ページである。
- ・19、20 ページには取組番号 9 から 11 の取組内容が記載され、21 ページの取組番号 9・10 については審議会からの意見が記載されている。
- ・また、取組番号 11 については、意見が出されていないので空欄となっている。
- ・これらについて意見があれば頂戴したいと思う。

荒木委員

- ・取組番号 11 「女性管理職比率の向上」についてだが、個人的には男性も管理職への応募が低いと聞いている。この要因としては、男性も女性へも管理職の魅力について組織として示せていないということがあるのではないかと思う。
- ・そもそも女性管理職比率を上げるということよりも、このような管理職になりたいとか、魅力ある制度や考え方をもって市民サービスを行っているというところを市役所組織が、もっと示した方がよいと思う。

- ・そこからはじめて女性も、男性も管理職をやってみようという考えになるのではないか。
- ・管理職昇任試験への応募が圧倒的に少ないのであれば、組織自体を魅力あるものにしてほしいし、それがよくなないと受けようとは思わないと思う。
- 男女共同参画課長
- ・男性も主査や管理職への昇任試験の応募が減っている。私が若い頃は、もう少し所属の管理職が管理職の魅力を話してくれた。しかし今は、「大変だ」というメッセージの方が多いような気がする。なので管理職としての魅力をもう少し言語化して伝えてもらいたいとは思う。
- 八木橋会長
- ・昇任選考は、自分の意思で受験する方法なのか。
- 男女共同参画課長
- ・自分の意思なので、昇任選考を受けないかと職員に一生懸命説得するような状況にある。
- 八木橋会長
- ・大学の場合は、自分が昇進したいとか思う思わないにかかわらず「君、次は教授だから論文を出して」みたいな状況である。自分の意思というより、ある意味、組織的に、昇進することが伝えられる。
- ・組織により違いがあることがわかった。その職などに魅力がないと自らアクションは起こさないと思うので、その点を発信できるようにということの記載をお願いする。
- 田中委員
- ・私の経験では、試験を受けるか受けないかは自分で決めてよかったです、一定の年数が経つと、上司からそろそろ受験しなさいと言われた。
- ・受験対象者は何人かいるので、対象者が集まって勉強会をすることもあった。
- ・私も受験対象となったときに、組織的にかなり短い周期で転勤があったりするためなかなか踏み切れなかった。
- ・八王子市の制度についてはわからないが、私の場合、ある程度の目標として、このくらいになったときには、自分はこうなってみたい。そのときには試験を受験できる、自主的に集まれるところ、上司が声を掛けて勉強会を開いたり、ということもあった。
- ・最終的に受験するかは本人が決めればよいとは思うが、一つの方法としては、そのような意識づけも大事だと思う。
- 男女共同参画課長
- ・女性職員に対しての意識づけみたいなことは、過去に数回行っていた記憶がある。
- ・女性、男性に関わらずキャリアを考えていく機会、キャリアを複数の人たちと共有していく場というものの提供をしてはどうかという意見ということで記載されていただく。
- 斎藤副会長
- ・同じ話になるが、管理職になるとできること、例えば、大事な市政を担うための決定をする場にいられようになるわけである。それが自分のやりたい仕事に結びつき自分のキャリアデザインと一致してくると受けようと思う。
- ・また、入庁時から「みなさん期待してますよ」という市の姿勢が示されたり、新任研修に講師として登壇するいろいろな管理職を見ることで、自分もあのような形で貢献出来るんだと感じることもある。
- ・市に貢献したいと思って公務員になっている方が多いと思うので、そういうところでキャリアデザイン研修のようなものを一緒にしていくとよいと思った。
- 男女共同参画課長
- ・キャリアデザインの研修、または意識づけを考える機会を提供してほしいということを記載したいと思う。

- 八木橋会長
- ・ 次に、23 ページから 26 ページである。
 - ・ 23 ページから 25 ページまでは取組番号 12 から 16 の取組内容が記載され、26 ページの取組番号 12、14 については審議会からの意見が記載されている。
 - ・ また、取組番号 13、15、16 については、意見が出されていないので空欄となっている。
 - ・ これらについて意見があれば頂戴したいと思う。
- 八木橋会長
- ・ 取組番号 13 についてだが、講座等を実施し意識啓発ということである。これは確かに重要であり、そのような機会は必要なことである。
 - ・ 「市の取組状況」に「男女共同参画入門」とあるが、この名称で開催しているのか。
- 男女共同参画課長
- ・ そうである。
- 八木橋会長
- ・ ネーミングは大事であり、しごとセンターが実施するネーミングはとても上手いという意見があったと思う。
 - ・ 「入門」という題名だと大学の講義のようである。ネーミングはもう少しキャッチーで、心のフックに引っかかるようなものになるとよい。
- 清水委員
- ・ 商工会議所の女性経営者の会で啓発物の配布を行ったが、今回もまたいろいろところで配布しようということで、商店会で冬に配布する段取りをしている。
 - ・ 啓発物品をスーパーに置いたがすぐになくなってしまったという話を以前伺った。目に付くところに啓発物を置いておくことはとても大切なことだと思う。
 - ・ 八王子市には「まちゼミ」という講座がある。これは行政からの支援はほとんど受けずに商店主たちがお金を出し合って、自分の講座を 1 時間以内で春と秋の 2 回ほど開催している。こういうものは全国的にも行われている。「まちゼミ」は小さい規模から始まったが、いろいろな場所にチラシを置いていただけるようになり、今はスーパーなどにも置いていただいている。
 - ・ 例えば「まちゼミ」のような形式で男女共同参画講座をやってみるのも一つだとは思う。「いちょう塾」などに参加している方は大丈夫だろうが、なかなか大人が接点を持てる機会は少ないとと思うので、あまり肩ひじ張らない形で参加できるようチラシの配布やティッシュの配布などを通し、いろいろなセミナーなどを知り、参加を促すことを進めてみることもよいと思う。
- 男女共同参画課長
- ・ 様々な機会を見つけて啓発することは重要だと思う。まだ全然知らない分野や機会などの情報をいただきながら、啓発していきたい。
 - ・ 「多くの機会をとらえて接する機会を増やしてほしい」というような意見ということで記載させていただく。
- 荒木委員
- ・ 取組番号 13 には、男女共同参画課が実施所管として記載されているが、取組番号 9 には産業振興推進課が行っていて、内容は同じかもしれないが「事業主、人事労務担当者、労働者を対象に、最新の働く人のための労働法、雇用管理等のセミナーを実施・後援」という記載がある。この部分も加味した方がよいと思う。
 - ・ つまり事業者に対する男女共同参画意識の啓発には、もう少し労働法などを雇用者や労働者にも啓発していくんだという視点があった方がよいと思った。
- 男女共同参画課長
- ・ 産業振興推進課とは常に協働しており、商工会議所が開催する中小企業対象の新人研修でアンコンシャス・バイアス、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラ

- スメントの項目を入れていただくように依頼している。
- ・中小企業、市内事業者への労務的な周知も強めていってほしいという意見をいただいたと考えている。
- 八木橋会長
- ・取組番号 15 では、東京都市町村職員研修所開催の「男女共同参画研修」に職員が派遣されているとのことだが、派遣された職員が、研修内容を周知するとか、活かすための取組をしているのか。
 - ・この研修は、職員対象の研修であり、研修終了後は所属長への報告、職員課への感想の提出で終了するため、共有はしていない。
 - ・どのような職員が派遣されるのか。
 - ・採用後何年目というような条件になっていると思う。
- 男女共同参画課長
- 八木橋会長
- 男女共同参画課長
- 八木橋会長
- 男女共同参画課長
- 八木橋会長
- ・研修内容をみんなに周知したり、自分たちの周りにある事例を研修にあてはめ考えることもできると思った。このような研修の活かし方ができないだろうか。
 - ・研修のテキスト、レジュメを所属で共有することは可能である。
- 男女共同参画課長
- 八木橋会長
- ・以前、小学校に英語教育が導入されることが話題になった際、小学校には英語の専科の先生はいないので、各小学校から代表の先生が研修を受けた際、私も講師をしたことがある。
 - ・研修の場で小学校の児童への英語の教え方の技をいろいろと話して、それを各小学校に持ち帰り、その先生が中心になって英語への取組を深めていただいた。
 - ・上手くいった小学校もあったようで、英語の教え方などは、知らない人から研修を受けるよりは、知っている人からいろいろな教え方を教えてもらえるのはとてもよかったです。
 - ・私にはこれが一つモデルとしてあったので、研修は受けっぱなしにせず、費用対効果からも、一人だけで完結せずに皆にシェアできるとよいと思う。
 - ・これは男女共同参画研修だけでなく、いろいろな研修についてももっと費用対効果を高めて情報を共有するようにという視点でできると非常に有効であると思う。
- 男女共同参画課長
- 八木橋会長
- ・ちなみに、八王子市役所には職員だけで見られる情報共有網とか、掲示板的なものはあるのか。杏林大学ではフルタイムの職員が見ることができるもので、例えば、病院の患者さんからいただいた意見やそれへの対応結果、そして、さらによくするために他部署でできることなどを情報共有している。これは匿名であっても意見を出せる仕組みにもなっている。
 - ・そこまで相互交通ができるものではなく、一方的な掲示板というもののみである。
- 男女共同参画課長
- 八木橋会長
- 伊藤委員
- 男女共同参画課長
- 伊藤委員
- ・直接、話さなくてもそういうツールで意見を交わせるとよいと思う。
 - ・取組番号 16 には、職場に男女が共に生きるまち八王子プランに基づき取り組む一覧表を全職場に掲示するとあるが、これは体系図のことか。
 - ・ワーク・ライフ・バランスを考えようとか、アンコンシャス・バイアスに関する業務の偏りをなくすなど、数項目を設定したものである。
 - ・掲示用のものを作成しているということですね。それを職場内に掲示するだけでもそれなりに効果はあると思うが、せっかく作成したのであれば、少し踏み込んで

で活用できればと思う。

- 男女共同参画課長
- ・安全衛生管理課でもハラスメント撲滅のポスター掲示を所管に依頼しており、年1回各職場を理事者、部長、安全衛生関係職員が巡回し、幾つかの確認項目とともに掲示してあるかも確認している。

- 伊藤委員
- ・そこには男女共同参画課の掲示物が掲示されているかの確認項目はないが、それを加えてもらうことは可能かもしれない。

- 男女共同参画課長
- ・なかなか具体的な活動までは難しいかもしれないが、せっかく掲示してあるのであれば、例えば各部署の朝礼の際に管理職が声かけするとか、何か活かせる方法があるとよいと思う。

- 八木橋会長
- ・一覧表をさらに実質的に活用できるように工夫してほしいという意見をいただいたということで記載させていただく。

- ・次に、27、28ページである。
- ・27ページには取組番号17の取組内容が記載され、28ページには審議会からの意見が記載されている。
- ・これに関して補足の意見はあるか。

～意見なし～

- 八木橋会長
- ・次に、29ページから32ページである。
 - ・29ページから31ページには取組番号18と19の取組内容が記載され、32ページには審議会からの意見が記載されている。
 - ・これに関して補足の意見はあるか。

～意見なし～

- 八木橋会長
- ・次に、33ページから36ページである。
 - ・33ページから35ページには取組番号20から23の取組内容が記載され、36ページには審議会からの意見が記載されている。
 - ・これに関して補足の意見はあるか。

- 男女共同参画課長
- ・取組番号22は、取組番号6と同様に修正する。

- 八木橋会長
- ・次に、38ページから40ページである。
 - ・38、39ページには取組番号24と25の取組内容が記載され、40ページには審議会からの意見が記載されている。
 - ・これに関して補足の意見はあるか。

～意見なし～

- 八木橋会長
- ・次に、41ページから44ページである。
 - ・41ページから43ページには取組番号26と27の取組内容が記載され、44ページの取組番号26については審議会からの意見が記載されている。
 - ・また、取組番号27については、意見が出されていないので空欄となっている。
 - ・これらについて意見があれば頂戴したいと思う。

- 斎藤副会長
- ・43ページの取組番号27の概要欄に「被害者の相談にかかる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施」とあるが、これは「二次被害」の間違いか。

- 男女共同参画課長
- ・その相談者にとっては被害で、職員にとっては加害になる。
 - ・第4次プランでは「二次加害」にしている。職員側の何気ない言葉により加害し

- てしまうことがあるので、ここでは職員側が加害しないように研修をするという意味である。
- 斎藤副会長
- ・ここは被害者支援ということなので、被害に遭われた方から見てということだと思うが、プラン作成段階で気づかなかったということですね。
- 男女共同参画課長
- ・この文言は変えられない状況である。内容としては、被害者支援の際には職員側が被害者を何気ない言葉でさらに傷つけないようにしようというものである。
 - ・英語だと主語が一貫しているが、日本語の場合マンガと一緒に、目まぐるしく主語が変わっても、視点がどんどん変わっても付いて行ける言語のため難しい。
 - ・ここは市の支援を行う側の職員に向けて書かれているということになる。
 - ・また、取組番号 27 の研修の内容とはどのようなものなのか。DVは男性から女性に対してとか、配偶者間でのものが典型的なものかもしれないが、少数であったとしても、そうではない関係性でも成立すると思う。例えば兄弟姉妹同士でも成立し得るし、あるいは子どもから親へということもあると聞いたことがある。
 - ・このような研修は、一般的なものが題材になるとは思うが、必ずしもこれだけで完結するものではなく、様々なパターン、少数の事例についても提示されることは重要なことだと思う。
- 男女共同参画課長
- ・「市職員のためのDV・デートDV講座」は、一般的なものとなっている。
 - ・例えば、DVやデートDVの件数の割合では、女性だけではなく男性も何割いるとか、ほかにはDVの種類には、精神的DV、経済的DVなどがあり、言葉の例示として「妻を躊躇しているんだ」というような内容の場合には、経済的DVや精神的DVがあることを例示したり、窓口で話を伺うときには、「夫からこういうのはダメと言われている」とか、「身動きができないようにされている」と聞いたときには、見逃さないで相談につなげてくださいという内容になっている。
 - ・また、児童虐待などの場合はDVも絡んでいるし、離婚相談に来るときも身動きがとれない状態だと思われる場合にはDVが関係していることも考えられるので、その場合には男女共同参画センターなどの相談内容についても職員にわかるよう、窓口の紹介を兼ねた職員研修も行っている。
- 八木橋会長
- ・関係性は一義的なものだけではなくて、いろいろなパターンがあるそうなので、そのような要素も最終的には扱えたり、情報提供できると、理解が深まると思う。
 - ・典型的な例だけを見ていると、DVの守備範囲が限定されてしまうので、ぜひその点も含められるといいと思う。
- 男女共同参画課
- ・e ラーニング研修ではオーソドックス内容の研修を行っている。
 - ・また、コアな内容については、福祉分野で所掌する重層的なネットワーク会議において支援調整会議として高齢者の場合の虐待、障害者の場合のDVなどについても議論している。
- 藤野委員
- ・DV研修では、DVの知識を学んでいることは理解したが、資料1の概要部分で二次加害、被害という話も先ほどあった。ここにつながる研修にはなっているのか。
- 男女共同参画課長
- ・相談に来る方の背景には、DVの要素が含まれているかもしれない対応する職員側には、「あなたが悪いんじゃないの」「あなたにも問題があったんじゃないの」「これだと助けられません」などと言わないように、注意した方がよい言葉についても内容に入っている。

- 田中委員
- ・今の内容は本当に大事なことである。今でも、「あなたが悪いんでしょう」などと言われたという電話を受けることがある。
 - ・窓口に座る方が、八王子市で取組をきちんと理解していないと、どの相談窓口でも起きてしまうことである。
 - ・各市、いろいろなやり方があり、八王子でどのようなやり方をしているかわからないが、窓口に座っている方に自覚がないことが、一番の原因だと思う。
 - ・ちょっとした言葉により、そのあと一切相談をしなくなってしまうことがある。これは電話でも対面でも同じである。
 - ・そのような対応をされると「もういいです」と言って帰ってきてしまう。そして「こんなふうに言われた、あんなふうに言われた、どうすればいいんですか」と話を受けることがある。
 - ・DVというと夫婦間のこととして使われているが、私は暴力被害というように言葉を変えている。DVイコール夫婦間というイメージが付いており、そうすると殴ったり、蹴ったりと比較的にイコールになりやすくなってしまう。しかし、暴力被害であれば幾つも種類があって、また、それを暴力と思わずに生活している方たちも本当に多くいることも事実である。
 - ・そのことを支援する側が本当にわかって伝えていかないと無くならないというか、同じ被害を窓口に座る方からも受けてしまうことがある。そのため、窓口に座る方へは、育ちの教育であったり、暴力被害というものを正しく理解したうえで、きちんとした対応をしていただけるような研修を行ってほしい。
- 男女共同参画課長
- ・窓口職員の教育もさらに強化してほしいとか、進めてほしいという意見をいただいたということで記載させていただく。
 - ・なかなか窓口で話が通じないということで、本当の相談内容の理解が進まないことがあります。男女共同参画センターの相談では、全てを肯定して聞くこととし、困っている女性には、所管との橋渡しとして同行支援も始めました。
 - ・まだまだ府内の対応というのはいろいろな面で未熟な部分もあると思うため、その辺りの強化ですか、研修の強化ということで意見をいただいたと考えている。
- 八木橋会長
- ・今の田中委員の意見は、49 ページの取組番号 30 にも関わる内容だと思う。ここも空欄になっているので、この大変貴重な意見を取組番号 30 にも記載していただけたらと思う。
 - ・また、今の意見は、窓口業務を行う方にとっては非常に大切なことだと思う。様々な手続きの中でも、時により非常に流れ作業的に業務を行っていると、手続きがわからず聞いているにもかかわらず、相手の話す日本語すらリスニングができないほどの話し方をされることがある。その方からすると毎日同じことを行っていて流れ作業的になるのかもしれないが、こちらは何年に1回しかしない手続きであり、その人その人の状況に合わせてきちんと的確に対応をすることが大切である。
 - ・そうできないのであれば、むしろAIにちゃんと学ばせておいた方が丁寧にできるかもしれない。
 - ・また、医療の現場でも最近はそれを上手く活かして患者の心理的な安全性を担保しようとする動きがある。人間がAIに取って代わられる可能性はあるし、機械はプログラミングしていないことは行わないで、むしろその方が安全かもしれない。

れない。

- 八木橋会長
- ・ 次に、45 ページから 49 ページである。
 - ・ 45 ページから 48 ページには取組番号 28 から 31 の取組内容が記載され、49 ページの取組番号 28、29、31 については審議会からの意見が記載されている。
 - ・ また、取組番号 30 については、意見が出されていないので空欄となっている。
 - ・ これらについて意見があれば頂戴したいと思う。

～意見なし～

- 八木橋会長
- ・ 次に、50 ページから 52 ページである。
 - ・ 50、51 ページには取組番号 32 と 33 の取組内容が記載され、52 ページには審議会からの意見が記載されている。
 - ・ これに関して補足の意見はあるか。

～意見なし～

- 八木橋会長
- ・ 次に、53、54 ページである。
 - ・ 53 ページには取組番号 34 の取組内容が記載され、54 ページには審議会からの意見が記載されている。
 - ・ これに関して補足の意見はあるか。

～意見なし～

- 八木橋会長
- ・ 次に、55 ページから 57 ページである。
 - ・ 55、56 ページには取組番号 35 の取組内容が記載され、57 ページには審議会からの意見が記載されている。
 - ・ これに関して補足の意見はあるか。

～意見なし～

- 八木橋会長
- ・ 次に、58 ページから 62 ページである。
 - ・ 58 ページから 61 ページには取組番号 36 から 38 までの取組内容が記載され、62 ページの取組番号 36 については審議会からの意見が記載されている。
 - ・ また、取組番号 37、38 については、意見が出されていないので空欄となっている。
 - ・ これらについて意見があれば頂戴したいと思う。

- 八木橋会長
- ・ 取組番号 37 には、ホームページで相談窓口等の情報を周知とあるが、これはホームページのみではないと思う。二次元コードを使いアクセスできることが望ましいという意見もあったかと思う。

- 男女共同参画課長
- ・ ホームページのほか、カード形式の相談先案内には二次元コードも入っている。

- 八木橋会長
- ・ SNS を利用している人も増えたので、ホームページを見に行くことは最近は多くないと思う。

- 男女共同参画課長
- ・ 現在は、男女共同参画課独自にインスタグラムでの発信も行っている。

- 八木橋会長
- ・ 複数のツールを利用し、情報へのリンク掛けし、誘導・アクセスのしやすさを担保できるとよいと思う。

- 男女共同参画課長
- ・ 情報への入口を増やすという意見をいただいたということで記載させていただきます。

- 八木橋会長
- ・ SNS も世代によっては使う種類や使い方も違うので難しい部分もあるとは思う

- が、手広く行うことがよいと思う。
- 男女共同参画課長 藤野委員
- ・市の公式LINEを通し出張相談の案内を出しているが、とても反応がよい状況である。
 - ・取組番号38には、取組状況に「母子健康手帳交付時に「親と子の保健バッグ」を配布し、健康に関する情報を提供」ということが記載されている。私は産後のお母さんたちと関わることがあるが、「そんなのあったっけ?」という声を聞くことがある。
 - ・このバッグをもらうときには、妊娠への戸惑い、喜びなどがいろいろあるときなので、持ち帰って、数か月経ってから「さあ使うぞ」というときには出産後のホルモンバランスなど、いろいろなことが考えられない状態の中でバッグを開くことが多いらしい。
 - ・それであれば、産休に入るタイミングなどと一緒に中身を確認できるようなイベントや制度を確認できることがあると、お母さんたちも情報をうまくキャッチできるのと思う。
 - ・また、産後ケアのこと、よっぽど困ったときではないと使ってはいけないと感じているお母さんたちも多いようである。人によって違いもあるので頼りたいときは使ってもよいという話はできるが、この話ができる方は、つながれる方だけになるので、個人的にはこのバッグを開く会のようなものがあれば、お母さんたち同士のつながりができ、もっと情報が届きやすくなると思う。
- 男女共同参画課長
- ・全妊婦さんには保健福祉センターで面談を行っているので、そのときに「親と子の保健バッグ」についての説明はするとは思うが、それを具体的に話している今までではわからない。また、困難な問題を抱える妊婦には、プランをつくることが法律で決まっており、寄り添って伴走支援をするということになっている。
 - ・困難な状況ではない妊婦にも「親と子の保健バッグ」をより身近に活用できるような働きかけの機会を増やしてほしいという意見をいただいたということで記載させていただく。
- 八木橋会長
- ・ずっと言われ続けていることだが、我々は、余りにもたくさん情報にさらされ過ぎている。記憶のデバイスとしてはパソコンやスマートフォンなどにより情報を保存することは出来るが、自分の脳はどんどん情報を捨てる方向に向かう。あるいは保存しているからと安心してしまうようである。
 - ・ですから、何度も想起できるように、再び接する工夫が随所に必要になるとは思う。確かにもらっても忘れてしまったり、しまってしまうと目に触れなくなるので、忘れることを前提にした工夫が重要だと思う。
- 八木橋会長
- ・次に、63ページから66ページである。
 - ・63ページから65ページには取組番号39から42までの取組内容が記載され、66ページの取組番号39、41については審議会からの意見が記載されている。
 - ・また、取組番号40、42については、意見が出されていないので空欄となっている。
 - ・これらについて意見があれば頂戴したいと思う。
- 八木橋会長
- ・取組番号40だが、これは以前にも話が出たSNSの利用にあたってのリテラシーの問題と本当に密に関わると思う。
 - ・一般的に想定されている若年層以外にも当てはまると思うことだが、仮にいろいろ

ろな人に相談したとしても、公的な機関に相談したとしても、最終的には一番話しやすい人やアクセスしやすい人のところに戻ってくる。そして、SNS上で気楽に、容易にコンタクトがとれる人のひと声、あるいは公的機関に相談した際に何らかの情報提供や意識啓発の情報に触れたとしても、そのあとに誰かのささやきがあると頭の中の情報がアップデートされてしまうということもあり、SNSの使い方、SNS上のやり取りが入口になることが非常に多いと思うので、これは本当に年代を問わずにやるべきことであると思う。

- ・他にも、大学コンソーシアム八王子発行の新入生向けの情報紙での啓発や図書館のフリースペースでの啓発物の展示など、様々な取り組みがされているが、可能な限り、多様なところから、同じ情報で構わないので、何度も何度も接することができるよう、これは悪く言うと洗脳になるが、よく言うと理解を促す、深めることになるので、特にSNS利用のリテラシーの面についてはお願ひしたい。

伊藤委員

- ・取組番号42だが、中学校では標準服に女子のズボンが導入されおり、スカートとの選択ができるようになっている。性の多様性を認める環境が学校現場でも整いつつあると感じている。
- ・私は中学校で時間講師をしているが、教科書の中でもLGBTQに関することが詳しく書かれている。これを生徒に話すのだが、例えばレズビアンとかゲイとかということを知っている生徒たちが冷やかしつぽい冷笑をしたりもする。これについては、もう少し理解を及ぼせるようなことが必要なんだろうと実感しているが、一方で、新しい改訂版の学習指導要領には入れられる動きがあるようだが、現在のものには性的マイノリティに関する項目がない。
- ・ですから、学校教育においても性の多様性について社会科だけでなく教科指導や道徳、生活指導の中で、指導をする必要があると思う。文部科学省でも取組を始めているが、八王子市でもこれについて重点を置いた指導が進められればよいと感じている。

男女共同参画課長

- ・学校で教えるものに関しては教育指導課になるが、男女共同参画課でも職員研修を行って、先ほどの二次加害の防止のため、話のあった「冷笑」ではないが、何気ない言葉で命を絶つくらい悩む人もいるということもあるので、そのような方たちへの接し方、配慮については伝えていきたいと思う。
- ・男女共同参画課ではLGBT電話相談を行っているが、その相談員も一般の方ではなく、当事者であり専門家の方により行っている。この内容が一般化していくには、まだ過渡期なのかなと思っている。
- ・より理解を進めるような取り組みをしてほしいという意見であったということで記載させていただく。

八木橋会長

- ・次に、資料1の4ページに戻る。9つの指標について、審議会で意見をいただいた内容を確認する。
- ・初めに、指標1 「「社会全体」で男女共同参画が進んでいると思う人の割合」については、審議会の評価は「A」で、審議会の意見は「目標値に近づく数値であり市と同様の評価。さらに社会全体において男女共同参画を進めていただきたい。」である。
- ・これについてはこのままでよいか。

～異議なし～

- 八木橋会長 ・ 次に、指標2 「委員等の構成比が男女共に30%以上の附属機関等の割合」については、審議会の評価は「C」で、審議会の意見は「進捗状況の観点では市と同様の評価。目標値に向かって着実に推進してもらうとともに、附属機関等において個人や少数派の意見とみなされないためにも構成割合が30%を超えてほしい。」である。

- ・ これについてはこのままでよいか。

～異議なし～

- 八木橋会長 ・ 次に、指標3 「理想の生活と現実の生活が一致している人の割合（ワーク・ライフ・バランス）」については、審議会の評価は「A」で、審議会の意見は「目標値に近づく数値となっており市と同様の評価。各人が満足するワーク・ライフ・バランスの実現のためさらに進めてほしい。」である。

- ・ これについてはこのままでよいか。

～異議なし～

- 八木橋会長 ・ 次に、指標4 「「職場」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」については、審議会の評価は「A」で、審議会の意見は「進捗していることがわかる数値であり市と同様の評価。職場での男女共同の進捗はワーク・ライフ・バランスとも連動するため、さらに取組が進むとよい。」である。

- ・ これについてはこのままでよいか。

～異議なし～

- 八木橋会長 ・ 次に、指標5 「「地域」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」については、審議会の評価は「A」で、審議会の意見は「進捗していることがわかる数値であり市と同様の評価。重点目標における各取組での地域活動に関する意見を踏まえ推進されることを期待する。」である。

- ・ これについてはこのままでよいか。

～異議なし～

- 八木橋会長 ・ 次に、指標6 「生命（いのち）の安全教育実施回数」については、審議会の評価は「B」で、審議会の意見は「数値として進捗しており市と同様の評価。重点目標における各取組での意見を踏まえ推進されることを期待する。」である。

- ・ これについてはこのままでよいか。

～異議なし～

- 八木橋会長 ・ 次に、指標7 「男女共同参画センター新規相談件数」については、審議会の評価は「C」で、審議会の意見は「目標値の半分ということで 市と同じ評価。最終的に新規相談件数0件が理想。現段階では、少しでも多くの困っている方が相談に結びつくよう進めてほしい。」である。

- ・ これについてはこのままでよいか。

～異議なし～

- 八木橋会長 ・ 次に、指標8 「市の女性管理職の割合」については、審議会の評価は「C」で、審議会の意見は「策定時の数字は近年の中で一番低い数値であり、現状値からすると目標値にはまだまだほど遠いものであり、C評価と考える。」である。

- ・ これについてはこのままでよいか。

～異議なし～

- 八木橋会長
- ・ 次に、指標9 「男性職員の育児休業（2週間以上取得者）取得率」については、先ほど事務局から資料2で修正の説明があった。
 - ・ 数値についてだが、策定時には、育児休業取得対象の男性職員の71.7%が取得しており、最終目標は85.0%で、令和6年度の状況は、75.3%であった。
 - ・ 「市の評価」は「B」に変更され、「評価に関する市の考え方」も「少しづつではあるが増えているため」に変更された。
 - ・ 再度「審議会の評価」と「審議会の意見」を伺いたい。

- 八木橋会長
- ・ 目標値を下回っているため「A」評価はどうかという感じはするが、ただ、前進しているとは思うので、市の評価「B」は妥当だと思うが皆さんいかがか。
 - ・ 特に、反対の意見が無ければ「B」評価ということにする。また、「審議会の意見」は、「目標達成に向けて少しづつでも着実に推進していくことを期待する」はどうか。

～異議なし～

- 荒木委員
- ・ 文言の確認だが、全体的に言えることは指標1から9の中で「大幅に増加している」という際の「大幅」とはどのような概念で使用しているのか確認したい。
 - ・ 目標値に対してではなく、「現状値」と「策定時」の差が大体5%以上だと「大幅」になっている。
 - ・ そうすると、指標の9は4%上がっているので「B」評価でもよいかとも思った。指標8だと「微増」という言葉である。指標3では「現状値」が48.6%で策定時より5.1%の増で、「大幅に増加している」という市の評価になっているが「大幅に増加している」と言い切れるのかと思ったので、何をもって「大幅に」としているのかを確認したい。

- 男女共同参画課長
- ・ 目標値から見ている。

荒木委員

- ・ たとえ5%であってもということですね。そのようなことの判断により「大幅に」という言葉を使っているということですね。

- 八木橋会長
- ・ 続きまして、資料3「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）指標の継続調査結果」について、事務局から説明をお願いする。

- 男女共同参画課長
- ・ 資料3についてだが、これは現プランの前の「第3次プラン」で設定していた指標に関し、男女共同参画に関する市民意識・実態調査を令和4年度に実施した際に調査できなかった項目について、令和6年度の当初に市の公式LINEを利用して調査を行った。引き続き、今年度も同様の項目で年度当初に調査を行ったので、その結果について報告するものである。
 - ・ 市民の意識として感じられる傾向についてだが、指標2「性別による固定的な役割分担に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合」は、第3次プランの策定当初に比べて大きく増加している。
 - ・ 次に指標5と6「配偶者から何度も（一、二度）暴力を受けたことがある人の割合」についてだが、令和5年度に一旦は減少しましたが、今回はやや増加傾向となっている。
 - ・ 3つ目だが、指標7「セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合」は昨年のLINE調査のときから大幅に増加している。これは質問形式が少し変わったことにあるのかと思っている。

- ・4つ目だが、指標13「保育施設の待機児童数」は、今回、やや増加している。0歳児のお子さんの数は年々減っているが、八王子市は転入超過の市でありその影響なのかと思っている。
 - ・5つ目だが、これはすごく変わっており、指標15「介護休暇制度を利用したかたができなかった人の割合」が今回、大幅に増えている。
 - ・6つ目だが、指標17「男女共同参画センターを知っている人の割合」は上がっている状況である。
- 八木橋会長
- ・「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）指標の継続調査結果」について、事務局から説明があった。
 - ・本日は、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）令和6年度（2024年度）評価報告書（案）」に関する指標部分の「評価」「審議会の意見」、そして各取組部分の「審議会の意見」と共に、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）指標の継続調査結果」について意見をいただいた。
 - ・これまでにいただいた意見と本日の意見を踏まえ、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）令和6年度（2024年度）評価報告書」の中の審議会に関わる部分と審議会から市長へ提出する「答申」については齊藤副会長と私で内容を整理し、最終的に提出する形に整えたいと思うがよろしいか。

～異議なし～

- 八木橋会長
- ・審議していただくことは以上であるが、皆様からもう少し議論したかったことや言い漏れてしまったことなどがあれば、発言を受けたいと思う。
- 伊藤委員
- ・今回から委員になりわからないことがあるので、「指標」について伺いたい。第4次プランには指標が9つある。そして第3次プランには指標が17あったということか。
- 男女共同参画課長
- ・そうである。
- 伊藤委員
- ・様々な取組がある中でこれまでいろいろな議論をしてきた。それに加えて、指標を取り出して改めて評価をするのはどのような理由からなのか。
 - ・もう一つ、第4次プランでは指標が9つであるが、これをピックアップした基準というのがあれば伺いたい。
- 男女共同参画課長
- ・第4次プランを策定するにあたりこの審議会で検討していただいた結果、9つに絞っている。
 - ・プランの構成として「重点目標」を設定して、指標として「全体」が1つ、3つある「重点目標」には各2つ、「行政が推進力」として2つの計9つを設定したと伺っている。
 - ・第3次プランの17個の指標に関しては、第3次評価の最終評価報告を昨年度作成する際に、指標の中で数値を捉えられていない指標があったため、市の公式LINEによる調査を実施した。このような方法で調査ができるのであれば続けてほしいという意見があったので、継続して調査を行っているということである。
- 伊藤委員
- ・第4次プランの9つの指標については、前回の審議会で検討しピックアップして、9つを重点的に評価しようということですね。
- 八木橋会長
- ・議論を結構したと記憶している。全体から考えてどのような項目を立てることが、より包括的なものになるかとか、この順番は入れ替えて、並びを変えた方が連関

性があるのではないかとかの議論したうえでのものとなっている。

八木橋会長

- ・評価報告書（案）の67ページから男女共同参画推進条例が添付されている。改めて見てみると、この条例を制定したときの我々の社会的なものと、現在とでは少しづつではあるが変わってきており、もう一回考えないといけないかもしれないとも思うところも無きにしも非ずである。例えば、第2条に定義が書かれているが、この条例ができて2年くらいであるが、様々な場合に分けて考えなくてはいけないかもしれない。これは定義なので、包括的に示すことができる程度に抽象度は押さえないといけないというのはわかるので、なかなか難しいところはあるが、例えば、「(5)市民」は「市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。」という箇所についてだが、学生で住民票を異動していないため選挙は地元で行うことになるが、居住実態は八王子市にありそうだという人、あるいは八王子市の企業に勤めてはいるが普段はオンラインで仕事をしていて、八王子へ通勤するの月に1回とか、年に数回という場合にも「市民」といってもよいのかというと、感覚的にそれは市民と言うのはどうかとも思う。しかし、実際には様々なケースがあると思う。また、この中に明示はされてはいないが、外国籍の方々は市民という扱いになるということでおろしいですよね。

男女共同参
画課長

- ・そうである。

八木橋会長

- ・人によっていろいろな解釈をするのだろうと思ったところがある。こういう部分の情報は積極的に発信して、条例を適切に理解していただけるようにすることも大事だと思った。
- ・「10時10分前」とは何時ですかということを最近よく聞くことがある。我々の世代ですと「9時50分くらい」と想定すると思うのだが、これを大学生や高校生に確認してみたところ、当たり前のように「10時7分」とか「10時8分」と言う。つまり「9時50分」とは思いもよらないようで、大体の若者からは「それは上の世代の人の考えですよね」と言われる。
- ・つまり同じ言葉であったとしても、世代によっても、受け止め方、理解が違うので、すれ違いコントみたいになってしまっておかしくない。
- ・これが条例などの解釈になってくると、理解が違うからこそ生まれるトラブルなどもあるかもしれない。人によって表現や理解が異なりそうな箇所、それから決して間違って解釈されたくない箇所については、できるだけ情報発信する必要があると思う。
- ・ちなみに、この評価報告書には条例も付けて公表することなりますか。
- ・そうなる。

男女共同参
画課長

- ・次回の審議会では、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）令和6年度（2024年度）評価報告書」と「答申」について皆様に提示し、市に提出したいと思う。

3. その他

八木橋会長
事務局

- ・次第3、その他の次回の開催予定について、事務局より説明をお願いする。
- ・次回、第4回審議会は、令和8年（2026年）2月5日（木）午後6時30分から、

八王子市生涯学習センター（クリエイトホール）10階第2学習室にて開催する。

4. 閉会

八木橋会長 　・ 以上で本日の審議会を終了する。